

1. 大磯駅前広場整備の進め方の変更について

(1) 基本的な考え方

令和4年3月議会の「大磯駅周辺安全・安心にぎわい創出事業」に係る当初予算の議決結果などを踏まえ、以下のとおり事業の進め方を変更したうえで、6月議会の補正予算に関連予算を再度計上し、大磯駅前広場の安全安心に向けた整備に取り組んでまいります。

- ・事業の実施範囲等を明確にするために事業名称を変更します。
- ・令和4年度に行う実施設計は、駅前広場の利用者の安全安心及びバリアフリー対応のための整備を最優先に考えたものとします。
- ・景観・利便性等の向上に向けた取組みは、整備費や整備イメージなどを明らかにし、町民や駅利用者の方々からの意向確認に努めながら、改めて実施の要否を判断していくものとします。

(2) 具体的な内容

ア. 事業名

本事業の実施個所や実施内容を明確にするため、事業名を「大磯駅周辺安全・安心にぎわい創出事業」から「大磯駅前広場整備事業」に変更します。

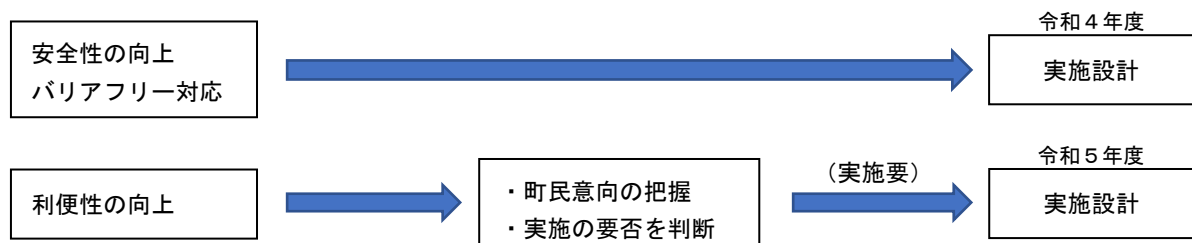
イ. 安全性の向上、バリアフリー対応

令和4年度の実実施設計の対象を「広場車道部の改修」、「ロータリーの改良」、「計画区域東側の大磯48号線交差点改良」及び「障がい者専用駐車場所への上屋設置」とします。

また、東側の大磯48号線交差点改良に必要な民有地を取得します。

ウ. 景観・利便性等の向上に向けた取組み

電線類の地中化、バス停の上屋（3箇所）、タクシー乗り場の上屋（既存1箇所）、ベンチ及び改札を出た駅舎正面出入口付近に設置を予定する案内サインの整備は、アンケート調査等による町民や利用者等の意向把握に努めながら、改めて実施の要否を判断します。



(3) その他

計画区域東側の大磯48号線交差点改良に必要な民有地は、所有者からの用地協力の意思を改めて書面で確認します。

なお、計画区域内のJR用地における町道については、本事業の実施にあたり町道認定部分の有償取得を行わず、今年度内に町道認定を外し、実施設計業務の際の計画協議で文書を取り交わす旨、JR東日本横浜支社との合意に至っています。